

那覇市公報

第1435号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則

○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 275

◇訓 令

○那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令（経営企画室）…………… 276

◇告 示

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 277

○平成18年（2006年）5月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…… 277

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 278

○平成18年度市政功労者の表彰について（秘書広報課）…………… 280

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 282

◇公 告

○住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 282

◇上下水道局告示

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 283

◇病院管理規程

○那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… 284

◇選挙管理委員会告示

○選挙人名簿登録の抹消について…………… 285

規 則

那覇市規則第36号

平成18年6月1日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第3市長事務部局の項中

「	を「	に、
副部長 公室長 管理センター長	副部長 公室長 局長 管理センター長	
」	」	
「	を「	に改
課長 室長(市長の定めるものに限る。) 所長(市長の定めるものに限る。) 支所長	課長 室長(市長の定めるものに限る。) 所長(市長の定めるものに限る。) 館長(市長の定めるものに限る。) 支所長	
」	」	

める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

訓 令

那覇市訓令第10号

平成18年5月25日

施 行 済

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「公室長」の次に「、局長」を加える。

第5条第2項中「、それぞれ」を削り、同条第3項中「部長は、」を「助役は同項に規定する参事に対して部の事務について部長級としての専決権を、部長は」に改め、「当該」を削る。

付 則

この訓令は、平成18年5月26日から施行する。

告 示

那覇市告示第28号

平成18年4月28日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第32号

平成18年5月17日

掲 示 済

平成18年（2006年）5月那覇市議会臨時会の招集について

平成18年（2006年）5月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成18年5月29日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例の一部を改正する条例制定）
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて（那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて（那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定）
 - (4) 平成18年度那覇市老人保健特別会計補正予算（第1号）
 - (5) 専決処分の報告について（那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定）
 - (6) 専決処分の報告について（車輛物損事故）
 - (7) 専決処分の報告について（車輛物損事故）
 - (8) 専決処分の報告について（車輛物損事故）
 - (9) 専決処分の報告について（車輛物損事故）

那覇市告示第 3 4 号

平成 1 8 年 5 月 1 8 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙一部略）

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成18年5月11日

那覇市長 様

実施機関 那覇市病院事業管理者
市立病院長 與儀實津夫

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 内144
業 務 の 名 称	沖縄県地域がん登録事業
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成18年5月11日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、 悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月、 診断（疑診）年月日、入院の有無、診断方法、 現在の状態、紹介した医療機関名、受診動機等 173件
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	条例第9条第1項第5号に該当（審議会の意見）
新たな利用課又は提供先	沖縄県知事
所 管 部 課	那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 144

那覇市告示第35号

平成18年5月22日

掲 示 済

平成18年度市政功労者の表彰について

平成18年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第2条第1項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第5条第2項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

登録番号329号

氏 名 たばた くにお 田端 國男（80歳）

功績概要 多年にわたり那覇市バレーボール協会会長を務め、本市におけるバレーボール競技の普及、発展に大きく貢献。また、那覇市体育協会並びに那覇市スポーツ少年団役員として本市のスポーツ振興及び青少年健全育成に尽力。

登録番号330号

氏 名 おおみね よねこ 大嶺 米子（80歳）

功績概要 多年にわたり市民へのスポーツ・レクリエーション活動の普及、振興に努める等本市の体育行政に多大な貢献。また、本市の老人福祉センター講師として永年レク体操の指導を行い高齢者の健康保持、生きがいづくりに尽力。

登録番号331号

氏 名 しろま とくたろう 城間 徳太郎（72歳）

功績概要 50年余琉球古典音楽奏者として活躍。県立芸術大学教授、同大学客員教授を歴任し本県の明日を担う芸術家の指導育成に尽力。また、平成11年に沖縄芸能協会会長、平成15年からは同会相談役として組踊をはじめ沖縄伝統芸能の普及・振興に尽力。

登録番号332号

氏 名 なごやま よしひろ 名渡山 愛擴（74歳）

功績概要 昭和49年に琉球びんがた事業協同組合を設立し理事長として紅型

の復興に多大に尽力。また、県における各種文化関係委員を務め本県文化行政に積極的に貢献。さらに那覇市文化協会初代理事長として采配を振るい、市民文化の定着に大きく貢献。

登録番号 3 3 3 号

氏 名 ^{ぎ ま のりよし} 儀間 紀善（72 歳）

功績概要 永年にわたり歳末たすけあい募金活動に対し多額の寄附。その間県共同募金会副会長、県社会福祉協議会副会長を歴任。また平成 15 年より那覇市社会福祉協議会会長に就任、以来社会福祉協議会活動の推進、発展に貢献し、本市の福祉向上に尽力している。

登録番号 3 3 4 号

氏 名 ^{しろま せいこう} 城間 正孝（78 歳）

功績概要 昭和 27 年の那覇市社会福祉協議会設立時から役員として携わり、以来永年にわたり社協活動の推進、発展に貢献された。その間、那覇市民生委員児童委員連合会の会長として社協活動を支援し、本市の福祉向上に尽力した。

登録番号 3 3 5 号

氏 名 ^{にしひら もりひろ} 西平 守廣（77 歳）

功績概要 永年にわたり学校歯科検診、乳幼児歯科健診、保護者に対する相談指導に積極的に取り組み市民の健康保持増進に尽力。また、これまで県歯科医師会会長、県学校歯科医会会長など歴任し、本市のみならず本県県民の健康保持増進にも尽力した。

登録番号 3 3 6 号

氏 名 ^{うえま きよし} 上間 清（71 歳）

功績概要 昭和 49 年から 23 年間にわたり本市都市計画審議委員会会長を務める。その他、各種検討委員会で本市都市計画行政について適切な指導、助言をし、市民生活の向上に大きく貢献した。

登録番号 3 3 7 号

氏 名 ^{たまき じんしょう} 玉城 仁章（66 歳）

功績概要 平成 5 年 8 月から 4 期 12 年余にわたり市議会議員を務め、これまで議会内の各委員会正副委員長の要職等を歴任、また数多くの事業推進に尽力するなど市政発展のため尽力している。

登録番号 3 3 8 号

氏 名 す が ま た だ し
洲 鎌 忠（65 歳）

功績概要 平成5年8月から4期12年余にわたり市議会議員を務め、教育福祉、厚生経済常任委員会等に所属、精力的に議会活動を行い市民福祉の増進、市政の発展に貢献している。

那覇市告示第 3 6 号

平成 1 8 年 5 月 2 2 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙略）

公 告

那覇市公告第 1 7 号

平成 1 8 年 5 月 2 2 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙省略）

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第5号

平成18年4月28日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

指定（登録）番号 第 180 号
指定工事店名 有限会社 當間設備
営業所所在地 那覇市字小禄1000番地1
代表者名 當間 太郎
指定の有効期間 平成14年11月 1日
平成19年 3月31日
異動年月日 平成17年 8月27日
異動事由 住所の変更

指定（登録）番号 第 196 号
指定工事店名 有限会社 環設備工業
営業所所在地 那覇市壺川1丁目1番地15
代表者名 高安 和男
指定の有効期間 平成17年 4月 1日
平成22年 3月31日
異動年月日 平成18年 4月12日
異動事由 代表者の変更

病院管理規程

那覇市病院管理規程第12号

平成18年5月11日

公 布 済

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第5条第1項」を「第4条第1項」に、「する。」を「し、同規則第6条第3項の適用については、同項の表は次のとおり読み替えるものとする。」に改め、同条に次の表を加える。

第1号区分	職務の級が4級であった者のうち、第6条の規定による管理職手当の支給を受けていたものであり、かつ、第11条の規定による加算割合（以下「加算割合」という。）が100分の20であったものの支給を受ける者であったもの
第2号区分	職務の級が4級であった者のうち、加算割合が100分の20であったものの支給を受ける者であったもの
第3号区分	職務の級が4級であった者（第1号区分の項及び第2号区分の項に掲げる者を除く。）
第4号区分	職務の級が3級であった者
第6号区分	職務の級が2級であった者
第8号区分	職務の級が1級であった者

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第4号

平 成 1 8 年 5 月 8 日

掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定に基づき、次のとおり
選挙人名簿から登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬良垣 武安

- 1 登 録 抹 消 者 登録抹消者リスト（選挙管理委員会にて保管）のとおり
- 2 登録抹消条件 平成17年12月1日から同年12月31日までに転出した者
及び職権消除された者
- 3 登録抹消者数 858名（ 男444名 女414名 ）